

1. 保育施設、保育の必要性の認定について

1 認可保育施設とは

認可保育施設は、保護者が就労や病気等のために、保育が必要な状態の児童を保護者にかわって保育することを目的とした施設です。保育の基本料金(保育料)は、どの施設も同じですが、延長料金やその他の実費などは施設により異なります。

利用申込の対象となる認可保育施設には以下の種類があります。

施設種類		内容
保育所		就学前の児童を対象に、就労などにより家庭で保育のできない保護者にかわって保育することを目的とした児童福祉施設です。
認定こども園		就学前の児童を対象とした教育・保育施設で、保育所と幼稚園の機能を併せ持ち、一体的に保育を行います。保育所部分を希望する場合は市へ申込み、幼稚園部分を利用する場合は施設に直接申込みをします。
地域型保育施設	小規模保育施設	0～2歳児を対象に、少人数(定員19人)できめ細やかな保育を行う市の認可施設です。
	事業所内保育施設	事業所が設置し、従業員の子ども(従業員枠)と地域の児童(地域枠)と一緒に保育する市の認可施設です。0～2歳児を対象に、少人数(定員19人)できめ細やかな保育を行います。

2 保育の必要な事由

認可保育施設を利用するには、児童の保護者及び同居する18歳以上65歳未満の親族等のいずれ(高校生を除く)もが次の事由に該当し、常時保育が必要な状態にあることが必要です。

保育の必要な事由		利用できる期間
就労	<u>月64時間以上</u> 就労することを常態とすること。 ※就労することを常態とすることの目安は「1日4時間以上、週4日以上勤務」です。	就労している期間 (最長で、小学校就学前まで)
妊娠・出産	妊娠中である又は出産後間がないこと。	出産予定月をはさんで前後各2か月
疾病・障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	治療に要する期間
介護・看護	同居の親族を月64時間以上(目安)介護又は看護していること。	介護、看護に要する期間
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	災害復旧に要する期間
求職活動	[就労]と同条件で求職活動を継続的に行っていること。	入所日から2か月間
就学	学校、専修学校、職業訓練校等に月64時間以上(目安)在学していること。	在学している期間
その他	前各事由に類するものとして市長が認める事由に該当すること。	

3 認定とは？

認可保育施設の利用を希望する場合には、市に「教育・保育給付認定申請書」を提出して、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

認定区分と主な利用先は以下のとおりです。

教育・保育給付認定区分	対象者	利用時間	主な利用先
1号認定 (教育標準時間認定)	お子さんが満3歳以上で、幼児教育を希望する場合	教育標準時間	認定こども園 (幼稚園部分)
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園(保育所部分)
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園(保育所部分) 地域型保育施設

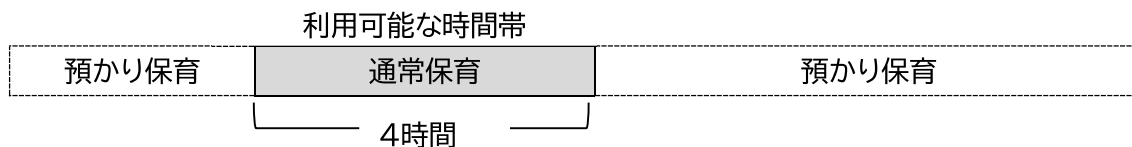
4 利用時間

それぞれの認定区分で利用時間が設定されます。

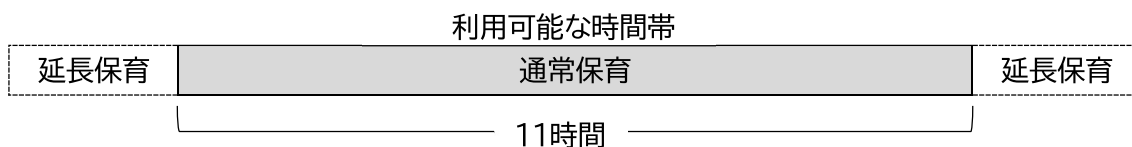
また、保育認定(2号認定、3号認定)については、保育の必要量(保育時間)に応じて「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに認定し、それぞれの利用可能な時間帯の範囲内で、各認定事由に応じた保育の利用が可能です。(原則、認定された事由以外利用はできません。)

なお、育児休業中、求職活動中の利用については、保育短時間での認定となります。

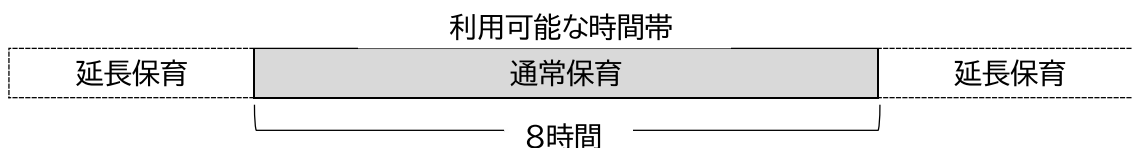
(1)教育標準時間(認定こども園の幼稚園部分)



(2)保育標準時間…月120時間以上の就労等



(3)保育短時間…月64時間以上120時間未満の就労及び育児休業中等



※ 各施設の利用時間は22ページ以降をご覧ください。

※ 預かり保育・延長保育料は各施設で異なりますので、その施設へお尋ねください。